

カートドライバーライセンス講習会規定

下線：変更箇所

改定後	現行規則
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 講習会の開設</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>国際E講習会</u>は、次に掲げる者がこれを開催することができる。</p> <p>1) ~ 3) (略)</p> <p>3. カート国際B講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。1) 于A Fの本部、地方本部および支部 2) 公認カートクラブおよび公認のカートコース団体 3) その他J A Fが特に認めた者</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 開設申請の手続</p> <p>講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、J A F地方本部または支部を通じ、J A F本部へ申請しなければならない。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>国際E講習会</u></p> <p>申請にあたっては、<u>国際E講習会開設の申請料</u>として、1件につき 6,900円を必要とする。</p> <p>3. カート国際B講習会 申請にあたっては、<u>カート国際B講習会開設の申請料</u>として、1件につき6,900円を必要とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 講習会の開設</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>カート国際C講習会</u>は、次に掲げる者がこれを開催することができる。</p> <p>1) ~ 3) (略)</p> <p>3. <u>カート国際B講習会</u>は、次に掲げる者がこれを開催することができる。</p> <p>1) <u>J A Fの本部、地方本部および支部</u></p> <p>2) <u>公認カートクラブおよび公認のカートコース団体</u></p> <p>3) <u>その他J A Fが特に認めた者</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 開設申請の手続</p> <p>講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、J A F地方本部または支部を通じ、J A F本部へ申請しなければならない。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>カート国際C講習会</u></p> <p>申請にあたっては、<u>カート国際C講習会開設の申請料</u>として、1件につき6,900円を必要とする。</p> <p>3. <u>カート国際B講習会</u></p> <p>申請にあたっては、<u>カート国際B講習会開設の申請料</u>として、1件につき6,900円を必要とする。</p>

第5条 講義および教材

1. (略)
2. 国際E講習会

講義科目は「カート競技全般と事故防止について」2時間以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

- 1) ~ 3) (略)

第6条~第8条 (略)

第9条 受講者および受講料

1. 1) ~ 6) (略)
2. 国際E講習会

- 1) (略)

2) 国際G (または国際F) ライセンスおよび国際E取得希望者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。

- 3) ~ 5) (略)

~~3. カート国際B講習会~~

~~1) 受講者はカート国際Cセニアライセンス (国際Cジュニアまたは国際Cリストラクティッド) 所持者とする。~~

~~2) カート国際Cジュニア (または国際Cリストラクティッド) ライセンスおよびカート国際Cセニアライセンス所持者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。~~

~~3) 身体に障害のある者から受講の申し込みがあった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライ~~

第5条 講義および教材

1. (略)
2. カート国際C講習会およびカート国際B講習会

講義科目は「カート競技全般と事故防止について」2時間以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

- 1) ~ 3) (略)

第6条~第8条 (略)

第9条 受講者および受講料

1. 1) ~ 6) (略)
2. カート国際C講習会

- 1) (略)

2) カート国際Cジュニア (または国際Cリストラクティッド) ライセンスおよびカート国際Cセニアライセンス取得希望者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。

- 3) ~ 5) (略)

3. カート国際B講習会

1) 受講者はカート国際Cセニアライセンス (国際Cジュニアまたは国際Cリストラクティッド) 所持者とする。

2) カート国際Cジュニア (または国際Cリストラクティッド) ライセンスおよびカート国際Cセニアライセンス所持者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。

3) 身体に障害のある者から受講の申し込みがあった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライ

<p>センスを取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らせなければならない。</p> <p>4) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（JAF国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。</p> <p>5) 受講料は、教材、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき19,100円以内とする。</p> <p>第10条～第12条（略）</p>	<p><u>センスを取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らせなければならない。</u></p> <p><u>4) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（JAF国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。</u></p> <p><u>5) 受講料は、教材、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき19,100円以内とする。</u></p> <p>第10条～第12条（略）</p>
--	--

以上